

三朝町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

三朝町長

三朝町規則第22号

三朝町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

三朝町印鑑条例施行規則（昭和50年三朝町規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第7条 印鑑の登録及び証明に関する次の各号に掲げる申請書又は届出書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 条例第13条第<u>3項</u>に規定する印鑑登録証明書（複写機用） 様式第6号</p> <p>(10) 条例第13条第<u>3項</u>に規定する印鑑登録証明書（電子計算機用） 様式第7号</p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第7条 印鑑の登録及び証明に関する次の各号に掲げる申請書又は届出書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 条例第13条第<u>2項</u>に規定する印鑑登録証明書（複写機用） 様式第6号</p> <p>(10) 条例第13条第<u>2項</u>に規定する印鑑登録証明書（電子計算機用） 様式第7号</p>

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第7条関係)

証明閲覧交付請求書

三朝町長 / 年 月 日

請求者	窓口に来られたあなたの		本人確認
	氏名	住所 鳥取県東伯郡三朝町大字	マ・免・バ・在・保 その他()

住民票・印鑑証明・税等	どなたのがありますか							
	氏名	請求者との関係 本人 同じ世帯の人 その他()		住所 三朝町大字	使用目的 (関係がその他の人は具体的に書いてください)			
	住民票	世帯全員	一部	記載事項	印鑑証明 印鑑登録 件			
		通	通	通				
税務	所得証明	課税証明	納税証明	固定資産の証明	閲覧	公函	家屋証明	
	通	通	通	通	件	通	通	

戸籍	どなたのがありますか							
	氏名	請求者との関係 本人 夫妻・父母・子 孫・祖父母 その他()		本籍 三朝町大字	使用目的 (関係がその他の人は具体的に書いてください)			
	戸籍	全部(謄本・個人(抄本)	除籍 全部・個人	改製 謄本・抄本	原簿 謄本・抄本			
		通	通	通	通			
附票	全部・一部	身分証明	受理証明	その他				
	通	通	通	通				

料金 直接 郵送

附 則

この規則は、公布の日から施行する。